

陳 述 書

令和 2 年 1 1 月 6 日

平成 3 0 年 (行ウ) 第 3 3 号 未払賃金請求事件

原告 [REDACTED]

被告 埼玉県

さいたま地方裁判所第 5 民事部合議係 御中

[REDACTED]

[REDACTED] 小学校

校長 [REDACTED]

上記事件につき、私、[REDACTED] は、下記のとおり陳述いたします。

記

第 1 経歴について

私は、昭和 6 1 年 4 月 1 日に埼玉県公立学校教員として採用されました。

平成 3 0 年 4 月 1 日の異動で、[REDACTED] 小学校（以下、「本件学校」とします。）に校長として赴任し、現在も本件学校の校長として勤務しております。その間、平成 3 0 年度に [REDACTED] さん（以下、「[REDACTED] さん」といいます。）が本件学校に勤務しておりました。

## 第2 本件学校運営全般について

### 1 朝の業務について

学校では毎朝、保護者から電話による児童の欠席連絡が入りますが、教員がその対応に追われているということはありませんでした。保護者からの欠席の連絡は、原則として連絡帳で行う事になっていたからです。電話による欠席連絡は管理職も対応しており、担任教員のみには負担がかかっているという状況ではありませんでした。

また、登校渋りの児童への対応は該当児童がいれば対応することもあります。毎朝対応に追われているわけではありませんでした。不登校児童への対応は担任1人で行うわけではなく、管理職をはじめ、通級指導教員（軽度の障害がある子供に対し、障害に応じた特別な指導を行う教員）、特別支援員（障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする職員）、学年教員、養護教諭、さらには市の教育センターなどとも連携し、組織的に対応していました。なお、不登校傾向のある児童の出迎えや登校後の対応は、特別支援教育コーディネーター（学校内の関係者間の連携協力、盲・聾・養護学校などの教育機関、医療・福祉機関との連携協力の推進役）を中心として組織的に、できる限り担任に負担をかけないように配慮していました。

平成30年度において、■■■■さんが担任するクラスに登校渋りの児童はいませんでした。

### 2 朝会について

本件学校において、毎週水曜日に全校児童が体育館に集まる「朝会」を行っていましたが、朝会の時に8時25分には児童と教職員の全員が体育館に集まるよう私から■■■■さんに指示をしたことは

ありません。また、8時20分以前から勤務を開始するよう指示をしたこともありません。

なお、児童が教室から体育館に移動する際は、学年の発達段階に応じて、常に付き添い指導をすることが必要なわけではなく、無言移動・無言待機が児童に身についた後は適宜の指導で足りるため、常時指導が必要なわけではありません。

### 3 授業中の事務作業について

授業中は授業に集中することは当然ですが、児童にテストを行わせている間に、ドリルの丸付けなどの事務作業を行うことは可能であり、実際に行っている教員は多数いました。なお、授業中に事務作業をしないよう私から各教員に対して指示をしたことはありません。

また、私は授業を巡回していましたが、それは児童の学習の様子を把握することであり、教員の監視が目的ではありませんでした。

### 4 給食指導について

給食時の配膳等の作業は高学年になるに従って児童に任せられる部分が多くなり、給食時間中、常に児童に対する指導業務を行う必要がなくなります。特に年度当初における児童に対する指導が非常に重要であり、そこでの指導を適切に行うことにより、その後は必要に応じた指導で対応が可能となります。なお、教員自身が給食を食べ終わった後、児童の様子を時々観察しながら、事務作業をすることも可能であり、実際に行っている教員もいます。

また、除去食対応は、担任のみが行うわけではなく、給食調理員、栄養教諭、養護教諭、管理職も点検を行い、事故の未然防止に努めていました。よって、担任自らの責任のみで子どもの命を預からなければならぬわけではありませんでした。

なお、給食の残菜については、細かなチェックは栄養教諭が行っていましたが、各学級の残菜をチェックすることで、残菜が多い学級については全体量を減らすなどの配慮ができました。また、私への残菜の報告は学級毎の残菜量ではなく、全体量であり、私が残菜を細かく管理することはありませんでした。

## 5 清掃指導について

清掃作業は高学年になるに従って児童に任せられる部分が多くなり、時間中、常に児童に対する指導業務を行う必要がなくなります。給食指導と同様、特に年度当初における児童に対する指導が非常に重要であり、そこでの指導を適切に行うことにより、その後は必要に応じた指導で対応が可能となります。なお、児童による清掃作業を見守りながら、教室内の掲示物の張り替え作業等を行っている教員もおり、そのような並行作業を行う事について、私から教員に対し、並行作業を止め児童の指導に集中するよう指導したことはありませんでした。私も教室を見回っていましたが、それは清掃の時間に担任が急遽、生徒指導などの対応を行う場合があり、その際のサポートを行うためでした。清掃指導については、学校経営の重点項目に記載していましたが、平成30年度については、教員に対する重点目標の説明の中で、無言清掃については、高学年になったときにできるように目指すことであり、学年の発達段階の中では、掃除に関する話をしながら掃除をしていくことも必要であること、全学年で無言清掃ができるように指導する意味ではない事を説明しました。

なお、清掃指導を徹底しているか否かで教員が評価されるわけはありませんでした。

## 6 昼休み等の休み時間について

休み時間中に、児童の連絡帳を読んだり返事を書くなどの業務に従事している教員がいる一方、自発的に児童と遊んでいる教員も多くいるなど、休み時間の使い方は教員によって様々でした。なお、休み時間の勤務状況について私が個々の教員の管理を行っているということはありませんでした。

また、私は昼休み中には校庭に出たり、雨天の日には校内で事故がないように見回りをするなど、児童の安全を見守ることに多くの時間を割いていました。

## 7 教員の休憩時間について

### (1) 休憩時間の状況について

教員の休憩時間については、職員室で休憩を取っている教員もいれば、自発的に校庭で児童と遊ぶなど、子どもとの関わり等に時間を割いている教員もあり、過ごし方は様々でしたが、休憩を取ることが不可能な状態とは言えませんでした。なお、私から各教員に対して、児童と遊ぶ事は望ましい事であると言ったことはありません。

また、緊急の生徒指導上の対応等を除き、私の指示により休憩時間に会議や研修の設定はしておりませんし、教員同士による会議や打ち合わせについても、可能な限り休憩時間内に設定しないよう指導していました。なお、教員の研修等が休憩時間にまたがる事が予想される場合は、事前に休憩時間の開始時刻を変更し、休憩時間を確保していました。

### (2) 平成30年度における休憩時間の変更について

私は平成30年4月3日の職員会議終了後に、休み時間における教育活動の取組みを精査し、取組が入っていない午前中の20分休みに休憩時間を設定することを決断し、翌日の4月4

日に職員会議で改めて勤務時間の割振りを各教員に提示しました。なお、平成30年4月3日の職員会議において、          さんから行事の入らない午前中の20分休みに休憩時間を変更するよう私に対して要求があった事実はありません。

#### 8 職員会議について

職員会議では、校務分掌に基づく各主任から教育活動に係る様々な提案がなされました。また、職員会議の前には、校長と教員で構成する運営委員会が開かれ、建設的な話し合いの下に必要な応じて提案の修正が行われました。さらに、運営委員会でまとまった案を職員会議の場で再度協議する中で、問題点が明らかになった場合は、当初の案が変更されることが何度もあったのであり、私の独断により決定されることが多々あったわけではありません。

なお、平成30年度においては、16時15分から16時45分までの30分間が教員の休憩時間とされていましたが、職員会議や研修が16時30分まで延長することはありました。しかし、その際は、割振り変更を行い、各教員の勤務時間を調整していました。

#### 9 特別活動の行事について

特別活動の行事については、特別活動を担当する教員から職員会議に提案され、最終的に私が決定し、実施していました。私の一存で一方向的に行事を決定していたものではありません。

#### 10 登校指導について

登校指導については、教員で構成する安全部が計画し、私が各教員に協力依頼を行いました。教員個々の事情により、登校指導に参加しない教員もいましたが、その事について、私

から教員に指導をしたことはありません。また、登校指導に協力してくれた教員に対して1時間の勤務時間の割振り変更を行うので、変更したい場合は願い出てほしい旨を教員に伝え、実際、1時間の割振り変更を願い出てくる教員はいました。さらに、夏季休業前の校長による教員に対する指示伝達の中でも、登校指導に係る勤務時間の割振り変更を行えていない教員は、夏季休業中に割振り変更するように伝えました。

#### 11 校庭のライン引きについて

本件学校では、各教員に校庭のライン引きが週2回割り当てられていました。なお、校庭のライン引きは毎朝行わなければならないものではなく、前日の放課後に行う事も可能でした。

#### 12 教員の負担軽減策について

本件学校では、教員の負担軽減策として、児童への配布物を減らす、通知表や指導要録の電子化、教室に登校できない児童に対する学習補助を管理職を含めた担任外で行う、始業式及び終業式の開始時刻を8時30分から8時5.0分に変更するなどの対応を行っていました。

### 第3. 各業務について

#### 1 教室の整理整頓

教室の整理整頓を行うことについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。教室の整理整頓は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、全ての教員が行っていました。なお、毎日、私が各教室を周り、教室内が整理整頓されているか確認するようなことはしていません。

#### 2 清掃用具の確認

清掃用具の確認を行うことについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。清掃用具の確認は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、全ての教員が行っていました。

### 3. 落とし物の整理

落とし物の整理を行うことについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。落とし物の整理は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、全ての教員が行っていました。また、本件学校において、「サービス・内規等確認事項」(甲44)を定めていましたが、この定めは、各教員自身の身の回りに係る行動規範を定めたものでした。

### 4 教室の修理

教室の修理を行うことについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。教室の点検修理及び報告の方法は安全部の教員からの提案について、職員会議で協議をし、各教員の共通理解を図ったものであり、私から■■■さんに対して点検修理及び報告を行うことを直接命じていません。また、異常箇所を発見した場合、自分で修理するよう私から■■■さんに対して直接命じたこともありません。

### 5 教室の掲示物の管理

教室の掲示物を管理することについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。掲示物の管理は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、全ての教員が行っていました。掲示計画の基本案(甲48)を私から各教員に示しましたが、これはベースとなる考え方を示したものであり、必ずしも、基本案通りに行う必要はありませんでした。実際、各学級毎に創意工夫しながら掲示物の配置場所等を決めており、各教員により掲示物は様々でした。



なお、基本案どおりに行わないことについて、私から■■■さんに対して指導したことはありません。

#### 6 掲示物のペン入れ

掲示物のペン入れを行うことについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。掲示物のペン入れは教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。

なお、廊下に掲示していた絵画等に■■■さんがペン入れをしていないことは多々ありました。

#### 7 作文のペン入れ

作文にペン入れをすることについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。作文のペン入れは教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。

#### 8 教室の掲示物作成

教室の掲示物を作成することについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。教室の掲示物の作成は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。

#### 9 授業の準備

授業の事前準備をすることについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。授業の準備は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、全ての教員が行っていました。授業の準備は教員として最も核となる業務であり、各教員が学習指導要領に則り、創意工夫しながら準備に取り組んでいました。

#### 10 提出物の確認

提出物の確認をすることについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。提出物の確認は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。

## 11 朝自習

朝自習を実施することについて、私が■■■さんを含む各教員に命じました。朝自習の内容については、各学年の創意工夫に任せており、私が直接指示することはありませんでした。朝自習の準備は同学年を担当する他の教員との共通理解の下、分担作業が行われていました。なお、私から各教員に対して、勤務開始時刻前に教室に行き、朝自習の指導をするよう命じたことはありません。

## 12 ドリル、プリント、各種テストの丸付け

ドリル、プリント、各種テストの丸付けをすることについて、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。丸付けは教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。なお、本件学校では業者テストを実施していましたが、業者テストの採点にかかる時間は、児童数や学年、教科、問題の種類（記述式、選択問題等）によって異なるため、一概には言えませんが、一般的には1枚当たりの丸付けに要する時間が60分を超えることはないと思います。

## 13 出席簿の整理

出席簿を整理することについては、私が■■■さんを含む各教員に命じました。出席簿は法律で作成が義務付けられているものであり、必ず作成する必要があります。出席簿は原則毎日記入するものですが、1日分の記入であれば、1分もかからない業務です。

## 14 健康診断票の作成

健康診断票を作成することについて、私が■■■さんを含む各教員に命じました。児童の健康診断票は法律で作成が義務付けられているものであり、必ず作成する必要があります。

## 15 日直の仕事

日直の業務を行うことについて、私が■■■■さんを含む各教員に命じました。本件学校においては、日直が学級日誌を作成していますが、学級日誌の作成に要する時間は教員により様々です。

#### 16 週案簿の作成

週案簿の作成は、私が■■■■さんを含む各教員に命じました。週案は各教員が見通しをもって授業ができるように立案するものであり、教員にとっては必要不可欠な業務です。校長には教育課程の管理を行う責務があり、各教員に週案簿の提出を求め、各教員の授業内容を把握することは当然のことであると考えます。なお、週案簿は金曜日以外に作成することも可能であり、また、週案簿の提出は毎学期末（年間3回）としていました。週案簿は「週案」という名称になっていますが、1週間毎に作成しなければならないわけではなく、より長期の案や逆に日毎に案を作成する教員もおり、作成方法は様々でした。書式等も決まっているわけではありませんでした。

#### 17 学年花壇の草取り・管理

学年花壇の草取りや管理をすることについて、私から■■■■さんに対して直接命じてはいません。しかし、学年花壇の利用は理科や生活科の学習に欠かせないものであり、花壇の管理は各学年で行っていました。

#### 18 学級・学年会計

学級や学年会計の確認、報告については、私が■■■■さんを含む各教員に命じました。児童から集金したお金で各児童のための消耗品を購入していましたが、その会計を正確に行うことは、当然に必要なことであり、各教員に命じたものです。

#### 19 通知表の作成

通知表の作成は、私が■■■■さんを含む各教員に命じました。通知

表の作成業務は従前から存在し、近年になって通知表作成に係る業務量が増加したということはありません。なお、平成30年度に■■■■さんが担当していた3年生については、通知表に外国語の所見欄はありませんでした。

## 20 自己評価シートの作成

自己評価シートの作成は、私が■■■■さんを含む各教員に命じました。自己評価シートの作成は、全ての教員が作成していたものです。自己評価シートには各教員が各年度に目標を持って取り組みたい事項を記載し、年度末にその取組を自己評価し、今後の業務に生かしていくこととなります。

## 21 学年たよりの作成

学年たよりの作成について、私から■■■■さんに対して直接命じてはいません。学年たよりの作成は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。なお、作成した学年たよりを校内に掲示するための場所は私が指定しました。

## 22 遠足等の校外学習の準備

遠足等の準備は、私が■■■■さんを含む各教員に命じたものです。遠足などの校外学習を実施する前には、事前に下見をしたり、しおりを作成したりしていました。遠足等の下見についての業務内容は各学年で決定しており、私からは内容について指示をしていません。また、遠足の下見は正規の勤務時間内に行っています。

## 23 非行防止教室・図書館教室・交通安全教室等の準備

学校では、外部機関と連携し、様々な特別授業を行っています。本件学校においては、非行を防止するための、非行防止教室や図書館の利用方法を学ぶ図書館教室、交通ルールを学ぶための交通安全教室を実施していました。これらの教室を開催することは私が決定

し、その準備を行うことについて、■■■■さんを含む各教員に命じました。各教室の実施決定に際しては、児童にとって必要性の高いものに限定し、精選した上で実施していました。

#### 24 児童理解研修資料作成

本件学校においては、年1回、児童理解研修を行っていました。児童理解研修は、子どもを取り巻く環境の変化や、子どもの多様化に伴い、一律に児童を指導したり、援助したりすることが困難になっている事態に対応するために行われていました。児童理解研修の開催は私が決定し、研修を実施するよう■■■■さんを含む各教員に命じました。なお、■■■■さんは平成30年度において、児童理解研修の資料を作成していませんでした。

#### 25 チャイム教室の計画作成・保護者への連絡

チャイム教室の計画は県教育委員会から作成を求められており、教員が行わなければならない業務です。本件学校においては、チャイム教室の実施に当たって、保護者の要望も取り入れた上で、チャイム教室の計画を作成していました。なお、■■■■さんは平成30年度について、チャイム教室の計画作成を行っていません。

#### 26 家庭訪問の計画表作成

家庭訪問の計画表作成は、私が■■■■さんを含む各教員に命じたものです。家庭訪問は勤務時間内に行う事を原則とし、正規の勤務時間外に家庭訪問を行う必要はありません。保護者からの訪問時間の要望についても、可能な限り調整を行えばよく、要望を全て聞く必要はありませんでした。

#### 27 児童調査票確認

児童調査票の確認は、私が■■■■さんを含む各教員に命じたものです。児童調査票の記載内容を担任が確認し、児童の健康状態を把握

することは以前から行われていました。

## 28 緊急連絡網作成

緊急連絡網の作成は、私が■■■■さんを含む各教員に命じたものです。本件学校においては、年度に1回、各教員がパソコンで各学級の緊急連絡網を作成していました。なお、■■■■さん以外の教員から学校のパソコンでは学校の連絡網が作成しにくいとの意見を聞いたことはありませんでした。

## 29 学級懇談会実施・懇談会資料の作成

学級懇談会の実施・懇談会資料の作成について、私から■■■■さんに対して直接命じてはいません。学級懇談会の実施・懇談会資料の作成は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。本件学校においては、学級懇談会が年に4回開催されていました。懇談会の資料については、前年度に実施した懇談会の資料がパソコンにデータとして保存されており、それを活用することにより作成時間を短縮できました。

## 30 授業参観の準備

授業参観の準備について、私から■■■■さんに対して直接命じてはいません。授業参観の準備は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。本件学校においては、授業参観を年に7回実施していましたが、私から■■■■さんに対して、授業参観の際は特別な授業を構成するよう指示したことはありませんでした。

## 31 学校からの手紙配布のための綴込み

学校からの手紙配布のための綴込みについて、私から■■■■さんを含む教員に対して命じました。学校からの手紙の配布は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行って

いました。本件学校においては、年度当初に児童に配布する配布物の綴じ込み作業を行っていました。配布物を事前に綴じ込んでおくことで、配布物をバラバラに児童に配布するより、効率的であることから、行われるようになりました。

### 32 ウィンバードへの記入

ウィンバードへの記入は、私から■■■■さんを含む教員に対して命じました。ウィンバードは児童の状況を担任以外の教員と情報共有するために有効な手段です。平成30年度は各担任が必要があると判断した都度に記入をしていました。なお、平成30年度において、■■■■さんがウィンバードへの記入を行ったのは平成31年2月4日の1度のみでした。

### 33 保護者への対応

保護者対応について、私から■■■■さんに対して直接命じてはいません。保護者対応は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。なお、担任教員が保護者と面談するに当たり、逐一、事前に私が許可を出していたということはありませんでした。各教員の判断が必要があれば保護者と面談していました。

### 34 指導要録作成

指導要録の作成は、私から■■■■さんを含む教員に対して命じました。指導要録は重要な公簿であり、その作成に際しては従前から私や教頭が点検を行っていました。平成29年度から指導要録の電子化が始まりましたが、電子化によって、作成が効率化され、教員の負担軽減につながっていると思います。

### 35 児童のノート添削

児童のノート添削について、私から■■■■さんに対して直接命じて

はいません。児童のノート添削は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。児童のノート添削は各教員がそれぞれのやり方で添削を行っており、統一的なやり方はありませんでした。

#### 36 授業で児童が行った作業の添削

授業で児童が行った作業の添削について、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。授業で児童が行った作業の添削は教員としての本来的な業務であり、本件学校においても、多くの教員が行っていました。

#### 37 賞状の作成

賞状の作成について、私から■■■さんに対して直接命じてはいません。賞状の作成は任意の業務であり、各教員の判断で行っていました。また、賞状の形式は自由であり、形式を指定していませんでした。

### 第4 時間外勤務命令について

平成30年度において、私から■■■さんに対して正規の勤務時間外に業務を行うよう命令を行ったことはありません。

### 第5 最後に

教員の業務は取り組み方やどの程度の時間を費やすかについて、各教員に委ねられている部分が多いという面があります。業務1つ1つについて、詳細な遂行方法や従事時間を私から教員に対して指示することはありませんでした。各教員がそれぞれ創意工夫をし、児童にとって最も効果的な教育は何かを考えながら業務に従事していたと思います。